



1. 妊娠したとき

～妊娠したときの手続きと支援～

母子健康手帳

担当：こども・子育て課
こども・子育て支援担当

産婦人科の診察において妊娠されていることがわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

交付には事前予約が必要です。必ず電話にて予約をしてください。

● 交付場所

こども・子育て課 こども・子育て支援担当
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後4時

※交付時に必要書類の記載や、保健師との面談がありますので1時間程度の時間がかかります。時間に余裕を持ってお越しください。

● 必要書類

- ① 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)
 - ② 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
 - ③ 妊娠届出書(交付当日お渡しします。市のホームページから事前入手も可能です。)
- ※代理人の場合は、上記書類の他、代理人の本人確認書類も必要となります。
- ④ 妊婦さん本人の通帳の写し(銀行名・支店名・口座番号がわかるもの)



母子健康手帳の交付



● 予約・問合せ

こども・子育て課 TEL 0553-22-1111



母子健康手帳は、母親の健康状態や赤ちゃんの成長、乳幼児健康診査、予防接種など大切な記録をするものです。

妊娠出産包括支援事業

～切れ目のない子育て支援に向けて～

山梨市立産婦人科医院

市立産婦人科医院は、山梨市が設置し、医療法人東雲会が運営を行う公設民営の産婦人科医院です。山梨市で安心して妊娠・出産・育児ができるように、また、女性の各ライフステージに応じた健康支援を行います。

施設内のベッド数は19床で、多床室も広く、プライバシーに配慮した空間になっているので、多くの妊産婦の方がゆっくりと静養でき、安心して退院できる体制を整えています。また、妊娠出産包括支援事業として訪問型、デイサービス型、宿泊型のケア事業を行っています。



住所 〒405-0018 山梨市上神内川172番地 電話 0553-20-1230

休診日 日曜日、祝日、第5土曜日

問合せ先 こども・子育て課 こども・子育て支援担当

妊婦一般健康診査受診票等

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

- 母子健康手帳の交付時にお渡します。
- 妊婦一般健康診査(基本健診)受診票14枚(14回分)、妊婦一般健康診査(追加検査)受診票6枚(6回分)を交付します。受診時、医療機関に提出してください。いずれの受診票も助成限度額が設定されていますのでご確認ください。
- 里帰り出産などで県外の医療機関で妊婦健診を受けた場合も費用の助成を行っています。
出産後1か月以内に、費用助成の申請をしてください。
- 新生児聴覚検査受診票、妊婦歯周疾患検診受診票、産婦健康診査受診票も一緒にお渡します。

マタニティマークについて

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期です。しかし、外見からは妊娠していることがわかりづらいため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など妊婦さんにはさまざまな苦勞があります。

マークは、妊婦さんが交通機関などを利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店などが、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。



マタニティマーク

やまなし思いやりパーキング制度

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

「やまなし思いやりパーキング制度」は、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人が、公共施設、店舗など専用駐車場の専用区域に車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

妊産婦の人は、母子健康手帳交付日から出産後1年6か月まで利用可能です。ただし、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限られます。(双胎児の場合、出産後3年まで)

- 持ち物:母子健康手帳
※有効期間を過ぎた利用証は、返却してください。



やまなし子育て応援カード

協賛店舗でお得なサービスを受けられるカードです。妊婦さんのいる家庭と18歳未満のお子さんがある家庭が受けられる特典です。母子健康手帳の交付を受けたら、ぜひ利用しましょう。

詳しくは→35ページをご覧ください。

乳児用品貸出し事業

ベビーベッド、ベビーシート、ベビーバスを無償で貸出ししています。出産予定日の1か月前から利用申請ができますのでご利用ください。

詳しくは→33ページをご覧ください。

産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減

担当: 税務課 市民税担当

●対象者

出産予定または出産した方が対象です。

※出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以上の出産をいい、死産、流産(人工妊娠中絶)、早産の場合も対象となります。

●軽減対象期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間)の所得割額および均等割額が年額から減額されます。

【色の付いた部分が軽減対象期間】

| | 3ヶ月前 | 2ヶ月前 | 1ヶ月前 | 出産(予定)日 | 1ヶ月後 | 2ヶ月後 | 3ヶ月後 |
|------|------|------|------|---------|------|------|------|
| 単胎の方 | | | | | | | |
| 多胎の方 | | | | | | | |

●申請期間

出産予定日の6ヶ月前から申請ができます。出産後の届出も可能です。

●申請に必要なもの

- ・母子健康手帳など出産予定日や親子関係が確認できるもの
- ・本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

産前産後期間の国民年金保険料の免除

担当: 市民課 市民・年金担当

国民年金第1号被保険者の人が出産される場合、産前産後の期間に国民年金保険料を免除することができます。出産予定日の対象6か月前から届出が可能ですので忘れずに手続きをしましょう。

- 対象者: 国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業、学生、無職の方)
- 届出時期: 出産予定日の6か月前から届出が可能です。
- 免除期間: 出産予定日または、出産日の属する月の前月から4か月間。多胎妊娠の場合は、6か月間
- 持ち物: 母子健康手帳

初回産科受診料支援事業(低所得妊婦)

担当: こども・子育て課 こども・子育て支援担当

妊婦さん(低所得)の経済的負担の軽減や、必要な支援を継続的に行うため、初回産科受診料の費用を、10,000円を上限に助成します。

●助成対象者

(1)～(3)すべてを満たす人

- (1)妊娠判定のため医療機関を受診し、妊娠が判定した人で、当該受診をした日および、この事業の申請日に山梨市に住民票がある人
- (2)市民税非課税世帯、または非課税世帯と同等の所得の人
- (3)当該受診の結果や妊婦健診の受診医療機関など、市とその他関係機関が情報を共有することに同意する人

●申請期限

医療機関を受診した日から原則として3か月以内

●助成内容

妊娠判定に係る診察、尿検査、超音波検査などの費用を、10,000円を上限に助成します。

●申請について

以下の書類をそろえて、こども・子育て課こども・子育て支援担当に申請してください。

- (1)初回産科受診料助成金交付申請書
- (2)医療機関が発行した領収書の原本
- (3)診療明細書の原本
- (4)課税状況が確認できる書類(他市町村からの転入などにより、課税状況の把握が困難な場合のみ必要)

*申請書はこども・子育て課の窓口にてお渡しをしています。もしくは山梨市ホームページから印刷をしてご使用ください。

*ゆうちょ銀行が振込先の場合は通帳をお持ちください。

山梨市
Yamanashi City

初回産科受診料支援事業



多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

双子以上の妊娠をした妊婦さんに、市が助成する妊婦健康診査14回分を超えて受診する健康診査費を、償還払いにより助成します。

●助成対象者

山梨市に住所を有する、双子以上の妊娠をした妊婦

●申請期限

助成の対象となる出産日から原則として3か月以内

●助成内容

1回の妊婦健康診査につき6,000円を上限に助成します。

※助成回数は5回までです。

※海外で受診した健康診査費、医療保険各法が適用される診療費、妊婦健康診査に伴わない保険外診療で支払った検査などは助成の対象となりません。

●申請について

以下の書類をそろえて、こども・子育て課こども・子育て支援担当に申請してください。

- (1)多胎妊娠妊婦健康診査支援事業申請書
- (2)母子健康手帳(受診した妊婦健康診査の結果が分かるもの)
- (3)医療機関が発行した領収書の原本
- (4)診療明細書の原本

*申請書はこども・子育て課の窓口にてお渡しをしています。もしくは山梨市ホームページから印刷してご使用ください。

*ゆうちょ銀行が振込先の場合は通帳をお持ちください。

*郵送での申請も可能です。事前にこども・子育て課へご連絡ください。



予定日超過妊婦健康診査支援事業

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

出産予定日を超過した妊婦さんに、出産予定日から出産までの妊婦健康診査の費用(市が助成する妊婦健康診査14回以降)を、償還払いにより助成します。

●助成対象者

出産予定日から出産までの間に妊婦健康診査を受診し、受診日当日に山梨市に住所を有する妊婦

※予定日当日(40週0日)の健診は、助成対象となりません。

●申請期限

助成の対象となる出産日から原則として3か月以内

●助成内容

1回の妊婦健康診査につき6,000円を上限に助成します。

※助成回数の制限はありません。

※海外で受診した健康診査費、医療保険各法が適用される診療費、妊婦健康診査に伴わない保険外診療で支払った検査などは助成の対象となりません。

●申請について

以下の書類をそろえて、こども・子育て課こども・子育て支援担当に申請してください。

- (1)予定日超過妊婦健康診査支援事業申請書
- (2)母子健康手帳(受診した妊婦健康診査の結果が分かるもの)
- (3)医療機関が発行した領収書の原本
- (4)診療明細書の原本

*申請書はこども・子育て課の窓口にてお渡しをしています。もしくは山梨市ホームページから印刷してご利用ください。

*ゆうちょ銀行が振込先の場合は通帳をお持ちください。

*郵送での申請も可能です。事前にこども・子育て課へご連絡ください。



電子母子手帳アプリ「たちダイアリー」

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

電子母子手帳アプリ「母子モ」と連携し、市の子育て情報を提供する「たちダイアリー」を配信しています。「母子健康手帳」と併用して「母子モ」の登録もしましょう。



電子母子手帳を登録するとこんなことが便利!!

- 月齢にあった乳幼児健診や子育て情報が確認できる!
- 予防接種の最適な接種日を自動表示。うっかり接種忘れを防止できる!
- 家族で母子健康手帳の情報を共有することができる!
育児日記・写真画像・成長記録(身長・体重など)を家族間で共有し父親も積極的に育児参加を!
- 非常時のバックアップとしても役にたつ!
もしもの時、ログイン情報があれば、スマートフォン、PC、タブレット端末など機器を選ばず情報確認が可能!



検索から

QRから

母子モで検索!

母子モ 検索

or



子育て情報の配信

子育てに関する情報は山梨市ホームページ、母子手帳アプリ母子モの「たちダイアリー」、つどいの広場「たち」の掲示板、たちメールで配信しています。

妊婦訪問事業

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

市が委嘱した助産師が、原則として妊娠中に1回、ご家庭を訪問し妊娠中の生活、出産の準備、子育てについて相談を行っています。

両親学級

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

これからお父さん、お母さんになる人が、妊娠・出産・子育てについての情報交換や友達づくりをしながら楽しく学べる学級です。学級への参加をきっかけに、家族でコミュニケーションを取り、役割分担を考えながら、一緒に赤ちゃんとの生活をイメージしていきましょう。該当する方には、通知でお知らせします。詳しくは山梨市ホームページをご覧ください。

内容

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 1回目 | 妊娠中の食事について、赤ちゃんの服の選び方、マタニティヨガ |
| 2回目 | 授乳について、赤ちゃんとの生活や気持ちの変化、お風呂の入れ方・服の着せ方 |

【持ち物・服装】母子健康手帳、スリッパ、飲み物、筆記用具、動きやすい服装

山梨市
Yamanashi City
両親学級



産前産後電話相談

24時間365日相談可能です。
妊娠中の不安や産後の体調のこと、子育てに関するさまざまなことを助産師に相談できます。

電話 055-269-8110

場所 健康科学大学 産前産後ケアセンター
笛吹市石和町窪中島587-112